条 約 (三件)

	番	
	号	
	件	
	名	
中	<u> </u>	

本院議員提出法律案(一件)

5	番号		
国際開発協力基本法案	件		
	名		
外中西珠子型	(月 日)	提出者	
少名君 元、10/11	付月日	予備送	
	出月日	衆へ提	
元、10、九	付委 員 託会	参	
続続	議	議	
審查	融本 会 決議	院	
元、一〇二	付 託 議委	衆	
	員 決会	議	
	議本会決議	院	
	備考		

114	114	.00	
5 国 会	4 国 会	番号	
求めるの件で開の条約の締結について承認を和国政府との間の条約の締結について承認を不財税の防止のための日本国政府とインド共所得に対する租税に関する二重課税の回避及	の件の件でも議定書の締結について承認を求めための日本国とベルギー王国との間の条約所得に対する租税に関する二重課税の回避	件	
を 共及 "	るをの (衆)	上	
	元、	月	提
= 1+	=======================================	日	出
	元、元、元、元、元、元、元、元、元、元、元、元、元、元、元、元、元、元、元、元、	付委	
t, 11.	= +1	員 託会	参
承	承元	議委	
記九	記九	員 決会	議
<u> </u>	匹九 承元	議本	
= =		会	院
認]	認一元、	決議 付委	
		刊安員	
九六六	九六	託会	衆
承	承元	議委	
冠	<u> </u>	負	
<u> </u>	二、 認一 承元、	決会 議本	
	-	会 会	院
認七	認七	決議	
百十四回国会 雅	百十四回国会 継	備	
		考	

(衆)は提出時の先議院

承認を求めるの件(第百十四回国会閣条第四号)ベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国と

要旨

って、改正点は次のとおりである。ラッセルにおいて、この議定書の署名が行われたものであため、両国間で交渉が行われた結果、昨年十一月九日にブニ月に署名された租税条約があるが、これを一部改正する、我が国とベルギーとの間には一九六八年(昭和四十三年)

に引き下げる。いては十パーセント、ベルギーにおいては五パーセント国での限度税率を、親子会社間の場合に限り、日本にお一、一律十五パーセントとされている配当に対する源泉地

の限度税率を十パーセントに引き下げる。一、十五パーセントとされている利子に対する源泉地国で

委員長報告

委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務

ます。する源泉地国の限度税率を引き下げようとするものでありける資本の交流を一層円滑化するため、配当及び利子に対まず、ベルギーとの租税条約改正議定書は、両国間におまず、ベルギーとの租税条約改正議定書は、両国間にお

しております。 しております。 しております。 しております。 しております。 しております。 しております。 しております。 しております。 しておりまして、事 とい、インドとの租税条約は、昭和三十五年に締結され

れましたが、詳細は会議録によって御承知願います。を防止するための方策等の諸問題につきまして質疑が行わ選定基準、開発途上国に配慮した租税条約のあり方、脱税委員会におきましては、租税条約の締結方針と相手国の

すべきものと決定いたしました。
次いで、採決の結果、両件はいずれも多数をもって承認木委員より両件に反対する旨の意見が述べられました。質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の立

以上、御報告申し上げます。

ついて承認を求めるの件(第百十四回国会閣条第五号)ための日本国政府とインド共和国政府との間の条約の締結に所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止の

まると

我が国とインドとの間には一九六○年(昭和三十五年)代表の条約の署名が行われたものであって、主な内容は次条約等を踏まえて同協定を全面的に改正することとし、交条約等を踏まえて同協定を全面的に改正することとし、交条約等を踏まえて同協定を全面的に改正することとし、交条が行われた結果、本年三月七日にニュー・デリーにおいたが行われた結果、本年三月七日にニュー・デリーにおいたが行われた結果、本年三月七日にニュー・デリーにおいたがある。

三、投資所得についての源泉地国税率は、配当については一、野業所得については、相手国の租税が免除される。ただしる所得については、相手国の租税が免除される。ただしる所得については、相手国の租税が免除される。ただしる所得については、相手国の租税が免除される。ただしる所得については、企業が相手国内に支店等の恒久一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久

等の所得については、一定の条件の下に滞在地国の租税、短期滞在者、両国政府間で合意された特別の計画に基のとする。のとする。のとする。が「セント、その他の場合十五パーセント、使用料及びパーセント、その他の場合十五パーセント、使用料及びパーセント、利子については銀行が受益者の場合十十五パーセント、利子については銀行が受益者の場合十十五パーセント、利子については銀行が受益者の場合十十五パーセント、利子については銀行が受益者の場合十十五パーセント、利子については銀行が受益者の場合十十五パーセント、利子については銀行が受益者の場合十

額控除を認める。
より、一定の所得について我が国においてみなし外国税五、二重課税の排除方法は、両国とも外国税額控除方式に

が免除される。

委員長報告

前ページ参照